

日本内燃機関連合会内規

著作権内規

2022年4月1日制定

(目的)

第1条 日本内燃機関連合会著作権内規(以下「本内規」という)は、日本内燃機関連合会(以下「本会」という)が作成する編集著作物及び当該編集著作物を構成する個別の著作物の著作権の取扱いに関して取り決めることを目的とする。

(定義)

第2条 本内規において、次の用語は、それぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「本会編集著作物」とは、本会が作成する編集物をいい、日内連情報、日内連技報、日内連講演会配布資料等を含む。
- (2) 「個別の著作物」とは、本会編集著作物を構成する個々の著作物をいい、各種会議(CIMAC 評議員会、CIMAC WG 国際会議、CIMAC 極東 NMA 会議、IICEMA 国際会議等)への出席報告、ISO・JIS 関係報告、標準化事業活動報告、CIMAC 大会論文要約の日本語抄訳、特集記事、寄稿記事等を含む。但し、個別の著作物には第三者の広告は含まれない。
- (3) 「寄稿著作物」とは、個別の著作物のうち、①各種会議(CIMAC 評議員会、CIMAC WG 国際会議、CIMAC 極東 NMA 会議、IICEMA 国際会議等)への出席報告、ISO・JIS 関係報告、標準化事業活動報告、CIMAC 大会論文要約の日本語抄訳を除く著作物及び②その他原始的に本会にその著作権が帰属する著作物を除く著作物をいう。
- (4) 「原著作者」とは、寄稿著作物の著作者をいう。
- (5) 「所属組織等」とは、寄稿著作物の作成に関し、原著作者と雇用その他の指揮監督関係を有する使用者その他法人等の組織をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本会編集著作物及び個別の著作物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)は、本会に帰属するものとする。なお、寄稿著作物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)については、当該寄稿著作物の本会への提出の時点をもって当該寄稿著作物の原著作者から本会へ譲渡され、本会に帰属するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、特別な事情により、原著作者が寄稿著作物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む)を本会に譲渡することができない場合、原著作者は、当該寄稿著作物の提出に先立ち、本会事務局へ申し出るものとする。本会事務局と原著作者は、当該寄稿著作物の著作権の取扱いについて、協議の上、決定する。
- 3 個別の著作物の著作者は、本会又は本会が個別の著作物の利用を認めた第三者に対し、著作者人格権(著作権法第 18 条乃至第 20 条に定める権利を含む)を行使しない。

(著作物の利用等)

第4条 原著作者は、前条第 2 項の定めに基づき、寄稿著作物の著作権が原著作者又は所属組織等に

帰属することと定められた場合であっても、当該寄稿著作物について、本会が以下に定める態様で利用することにつき同意し、また、所属組織等にも同意させるものとする。

- ① 日内連情報その他の本会編集著作物への掲載及び掲載の為の全体編集に係る校正
- ② 上記に係る本会ホームページでの掲載（本会会員向け、一般公開問わず）
- ③ 本会が刊行する他の著作物における引用

- 2 寄稿著作物につき、本会が前項に定める以外の態様での利用をする場合は、原著作者又は所属組織等に事前の承諾を求めるものとする。この場合、原著作者は不合理に承諾を拒絶又は留保せず、また、所属組織等にも不合理に承諾を拒絶又は留保させないものとする。
- 3 本会は、寄稿著作物の原著作者又は所属組織等が、原著作者が作成した寄稿著作物の全部又は一部を自ら利用することを妨げない。但し、自ら利用することを超える場合（寄稿著作物を第三者の著作物に転載等しようとする場合や第三者に利用許諾しようとする場合等）は、本会の事前の書面による許諾を得なければならない。
- 4 個別の著作物のうち当該著作物の著作権が本会に帰属するものについて第三者から利用許諾の要請があり、本会が必要と認めた場合、本会はこれを許諾することができる。
- 5 個別の著作物のうち当該著作物の著作権が本会に帰属しないものについて第三者から利用許諾の要請があり、本会が必要と認めた場合、本会は原著作者又は所属組織等の事前の承諾を得た上でこれを許諾することができる。この場合、原作者は不合理に承諾を拒絶又は留保せず、また、所属組織等にも不合理に承諾を拒絶又は留保させないものとする。

（個別の著作物にかかる紛争解決）

第5条 本会に著作権が帰属する個別の著作物について、著作権侵害、名誉毀損その他の問題又は紛争が生じた場合、本会及び当該著作物の著作者は、速やかに対応について協議し、協力して解決を図るものとする。本会に著作権が帰属しない個別の著作物について、著作権侵害、名誉毀損その他の問題又は紛争が生じた場合は、本会はその責任の一切を負わず、当該著作物の著作者がその責任において解決を図るものとする。

（本内規の施行及び既発行著作物に関する本内規の準用）

第6条 本内規は202x年xx月xx日から施行する。

- 2 本内規の施行日前に発行された寄稿著作物については、施行日から6カ月が経過する日までに第2条第2項に定める原著作者からの申し出を受け本会と原著作者の間で寄稿著作物の著作権の取扱いについて個別に合意した場合を除き、本内規を準用する。

（所掌及び改廃）

第7条 本内規は事務局が所掌し、改廃は運営委員会の決議による。

附則

1. この内規は、2022年4月1日に制定する。